

訂正とお詫び

『最新 保育士養成講座』第4巻「社会福祉」に下記の誤りがありました。ここに訂正し、ご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

全国社会福祉協議会 出版部

正誤表

該当頁：32 頁

【誤】

③ 住民参加型福祉活動としての方面委員制度

この前身は、大正 5 (1916) 年に岡山県知事笠井信一が設置した濟世顧問制度や、大正 6 (1917) 年に大阪府知事林市蔵と大阪府嘱託小河滋次郎が設置した方面委員制度である。

【正】

③ 住民参加型福祉活動としての方面委員制度

この前身は、大正 6 (1917) 年に岡山県知事笠井信一が設置した濟世顧問制度や、大正 7 (1918) 年に大阪府知事林市蔵と大阪府嘱託小河滋次郎が設置した方面委員制度である。

該当頁：53 頁 ② 保護者の養育力の向上

【誤】

園の整備にとどまらず、出産を含む医療保健制度、…

【正】

園の整備にとどまらず、出産を含む**医療・保健制度**、…

該当頁：57 頁 図 2-3 社会福祉の法体系

【誤】

図 2-3 社会福祉の法体系



出典：室田保夫・倉持史郎・蜂谷俊隆編『社会福祉』、ミネルヴァ書房、2018年、92頁。

【正】

図 2-3 社会福祉の法体系



出典：室田保夫・倉持史郎・蜂谷俊隆編『社会福祉』、ミネルヴァ書房、2018年、92頁の図を一部改変。

【誤】

扶助の種類	内容
生活扶助	主に食費、水道光熱費、被服費など生活をするのに必要な費用に支給される。
教育扶助	義務教育を受けるために必要な費用として学習支援費、教科書代、学校給食費、通学費などが支給される。
住宅扶助	住居の家賃、住居の補修をするために必要な使用が支給される。
医療扶助	病気やケガなどによる医療の受診に必要な費用が支給される。
介護扶助	介護サービス（居宅介護、福祉用具、住宅改修、施設介護、移送）を受けるために必要な費用が支給される。
生業扶助	仕事に就くために必要 <u>な</u> 資金や技能の習得などの費用が支給される。また、高等学校での教材費や授業料、通学費などが高等学校等就学費として支給される。
葬祭扶助	葬祭、火葬、埋葬費などの費用が支給される。

【正】

扶助の種類	内容
生活扶助	主に食費、水道光熱費、被服費など生活をするのに必要な費用に支給される。
教育扶助	義務教育を受けるために必要な費用として学習支援費、教科書代、学校給食費、通学費などが支給される。
住宅扶助	住居の家賃、住居の補修をするために必要な使用が支給される。
医療扶助	病気やケガなどによる医療の受診に必要な費用が支給される。
介護扶助	介護サービス（居宅介護、福祉用具、住宅改修、施設介護、移送）を受けるために必要な費用が支給される。
出産扶助	<u>分べんの介助、分べん前および分べん後の処置、脱脂綿・ガーゼその他の衛生材料の費用が支給される。</u>
生業扶助	仕事に就くために必要 <u>な</u> 資金や技能の習得などの費用が支給される。また、高等学校での教材費や授業料、通学費などが高等学校等就学費として支給される。
葬祭扶助	葬祭、火葬、埋葬費などの費用が支給される。

【誤】

<p>① 審査会</p> <p>1) 地方社会福祉審査会</p>

【正】

<p>① 審議会</p> <p>1) <u>地方社会福祉審議会</u></p>
--

該当頁：73 頁

【誤】

2) 児童福祉審査会

【正】

2) 児童福祉審議会

該当頁：84 頁 ③ 共同募金

【誤】

現在の社会福祉法では、「道府県の区域を単位として、毎年 1 回、…

【正】

現在の社会福祉法では、「都道府県の区域を単位として、毎年 1 回、…

該当頁：88 頁

【誤】

② 児童養護施設

児童養護施設は「保護者のいない児童（乳児を除く。ただし、…

【正】

② 児童養護施設

児童養護施設は「保護者のない児童（乳児を除く。ただし、…

該当頁：91 頁

【誤】

⑧ 保育所

保育所は「保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（第 39 条）である。

【正】

⑧ 保育所

保育所は「保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（第 39 条第 1 項）である。

該当頁：107 頁 (2) 児童福祉関係機関の専門職 ② 児童指導員

【誤】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下、設置運営基準）に、児童養護施設、児童指導員、児童発達支援センター、障害児入所施設などに置かなければならないと規定されている（第 42 条他）。

【正】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下、設置運営基準）に、児童養護施設、障害児入所施設（福祉型・医療型）、児童発達支援センター（福祉型・医療型）、児童心理治療施設には置かなければならないと規定されている（第 42 条、第 49 条、第 58 条、第 63 条、第 69 条、第 73 条）。

該当頁：130 頁 表 3-5 地域を基盤としたソーシャルワークに求められる機能－⑧

【誤】

⑧ ソーシャルワークション

【正】

⑧ ソーシャルアクション